

第 79 期 報告書

平成 25 年 4 月 1 日 ▶ 平成 26 年 3 月 31 日

SANWA REPORT



三和ホールディングス株式会社

証券コード：5929

第79期定時株主総会招集ご通知添付書類

●事業報告	1
●連結貸借対照表	29
●連結損益計算書	30
●連結株主資本等変動計算書	31
●貸借対照表	32
●損益計算書	33
●株主資本等変動計算書	34
●連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書謄本	36
●会計監査人の監査報告書謄本	37
●監査役会の監査報告書謄本	38
トピックス	41

(ご参考)

- 株主メモ

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

当社第79期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の報告書をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当期の当社グループの業績は売上・利益とも前年度に比べ大幅に伸張いたしました。特に連結営業利益は7期ぶりに過去最高益を更新することができました。三和シャッター工業をはじめ国内各社が好調な外部環境に加え、多品種化の推進に努め、また、海外各社も厳しい環境の中、コストダウンなど柔軟に対応した結果が実を結んだものと考えています。このような状況を鑑み、期末期としては当初の予想より1円増配し、1株あたり7円の配当といたしました。

今後も予断を許さない経営環境が続くものと思われませんが、第一次3ヵ年計画の2年目となる本年度は、当社グループの長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」の実現に向けたグループとしての成長基盤をしっかりと構築する年度と位置付けて、グループ全員が連携を強化して取組んでまいります。

今後とも株主の皆様のご期待に沿えるよう企業価値向上に努めてまいりますので、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年6月

代表取締役会長兼社長 高山 俊隆

1. 当社グループの現況に関する事項

(連結業績)

(1) 事業の経過およびその成果

◆ 連結業績ハイライト

- ・営業最高益（186億円：2007年3月期）を7期ぶりに更新
- ・三和シャッター工業を中心とした国内事業が好調を維持し、売上・利益とも前年を大きく上回った。

売上高	3,119 億円 (前期比17.3%増)
営業利益	206 億円 (前期比45.6%増)
経常利益	203 億円 (前期比45.2%増)
当期純利益	101 億円 (前期比41.4%増)

当期における我が国経済は、金融・財政政策を背景に、個人消費や企業マインドの改善が見られ景気は総じて回復基調で推移しました。また、公共投資や民間投資も堅調で、消費税引き上げ前の駆け込み需要もあり、住宅着工も増加しました。海外（1月～12月）においては、米国経済は、住宅市場は回復傾向にあり、個人消費も底堅くはありましたが、非住宅建設市場は回復のピッチが鈍化したため、予想を下回る結果となりました。欧州経済は、景気後退局面は脱したものの、回復への足取りは重く、厳しい状況が続きました。

当社グループを取り巻く環境は、日本と米国では、住宅・非住宅ともに着工件数が増加し、設備投資も堅調に推移しましたが、欧州では、建設投資の落ち込みが大きく、厳しい状況となりました。

このような環境下、当社グループでは、長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020 第一次3ヵ年計画」を当期よりスタートしました。国内においては、受注拡大の強力な推進、更なる多品種化の拡大、収益性の向上に努めました。米国では、住宅市場回復に対応した新築市場向けの製品の販売強化に注力するとともに、ドア事業の川下事業戦略の展開、開閉機事業のシェアアップに努めました。欧州では、厳しい市場環境下、リストラの実施、生産性の向上など、コスト削減に注力しました。

これらの結果、国内グループ会社については、中核事業会社の三和シャッター工業をはじめ国内各社も総じて好調に推移したことにより大幅増収となりました。利益面では、増収効果および収益性の改善が寄与し、大幅増益となりました。また、海外においては、米国グループ会社は、住宅用ドアと新型開閉機が好調で、ドアサービス会社の買収効果もあり、増収を確保することができました。利益面では、為替の影響が大きく、大幅増益となりましたが、現地通貨ベースではカナダサービス事業の特殊事情や価格競争による販売価格下落などにより微増益に留まりました。欧州グループ会社は、厳しい経済環境下、現地通貨ベースでは減収となりましたが、円ベースでは、増収となりました。利益面では、フランスのリストラ効果などのコスト削減により、増益を確保しました。

以上の結果、国内事業が堅調なことに加え、為替の影響により、当期の連結売上高は、前期に比べ17.3%増の3,119億5千7百万円となり、利益面では、連結営業利益は、増収効果や原価率の改善効果により、前期に比べ45.6%増の206億4千9百万円、連結経常利益は、前期に比べ45.2%増の203億1千6百万円となりました。また、連結当期純利益は、国内子会社でのITシステム開発に伴うソフトウェア仮勘定の除却や在外子会社での関係会社整理損の計上などがありましたが、前期に比べ41.4%増の101億6千1百万円となりました。

次に当社グループの地域別営業の状況をご報告いたします。

地域別営業の状況

地 域	売 上 高		営 業 (セグメント) 利益	
	金 額	前 期 比	金 額	前 期 比
日 本	(58.3) 182,013 百万円	% 112.6	16,964 百万円	% 145.1
北 米	(27.9) 87,187	125.6	4,559	130.8
欧 州	(13.6) 42,652	122.2	1,000	141.8
調 整 額	(0.0) 104	102.5	△1,874	—
合 計	(100.0) 311,957	117.3	20,649	145.6

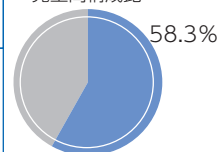
(注) 1. () 内は構成比

2. 「調整額」は、各地域に含まれない売上高や全社費用など、地域別セグメントに属さない数値です。

日 本

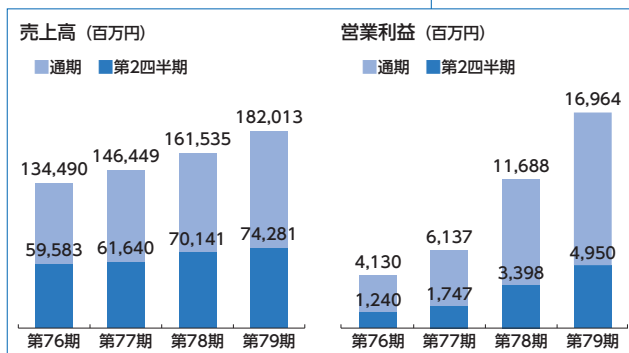
売上高 182,013百万円 (前期比 12.6%増)
営業利益 16,964百万円 (前期比 45.1%増)

売上高構成比



民間建設投資が堅調に推移した結果、重量シャッター、ビル・マンションドア、住宅関連商品が大幅増収となり、また、多品種化を推進したことから、売上高は前期に比べ12.6%増の1,820億1千3百万円となりました。

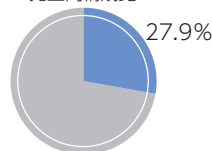
営業利益は、増収効果に加え、販売価格の上昇や鋼材価格の低下などにより、前期に比べ45.1%増の169億6千4百万円となりました。



北 米

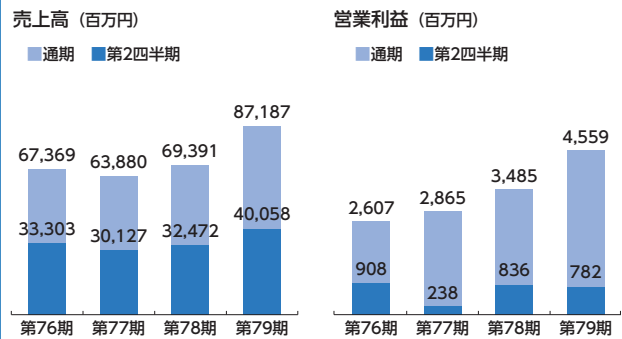
売上高 87,187百万円 (前期比 25.6%増)
 営業利益 4,559百万円 (前期比 30.8%増)

売上高構成比



住宅用ドアと開閉機事業が好調に推移し、自動ドア事業も川下事業戦略の買収効果が寄与したことに加え、為替の影響もあり、売上高は前期に比べ25.6%増（現地通貨ベースでは2.7%増）の871億8千7百万円となりました。

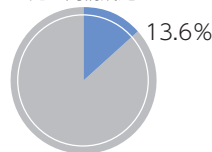
営業利益は、原材料費の低下やコスト削減効果があった一方、価格競争による値引きにより、現地通貨ベースでは、微増となったものの、為替の影響により、前期に比べ30.8%増（現地通貨ベースでは6.9%増）の45億5千9百万円となりました。



欧 州

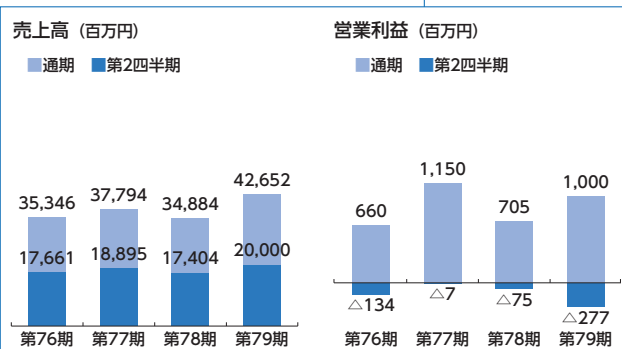
売上高 42,652百万円 (前期比 22.2%増)
 営業利益 1,000百万円 (前期比 41.8%増)

売上高構成比



欧州全体で市場が停滞していることに加え、年初来の寒波による季節的要因が建設需要に影響し、現地通貨ベースで減収となりましたが、為替の影響により、売上高は前期に比べ22.2%増（現地通貨ベースでは3.1%減）の426億5千2百万円となりました。

営業利益はフランスをはじめとするリストラの実施、中国調達による原材料費の低減、生産性の改善施策の展開など、コスト削減に注力し、前期に比べ41.8%増（現地通貨ベースでは12.4%増）の10億円となりました。



(注) 地域別セグメントに属さない数値は除いているため、各地域の売上高、営業利益の合計値は、連結売上高、連結営業利益とは一致しません。

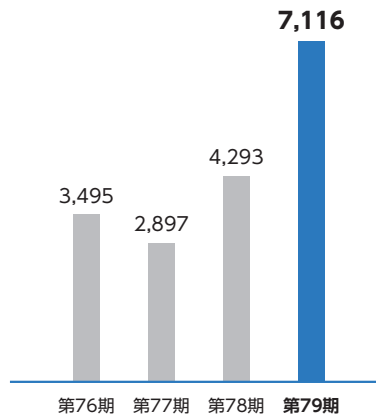
(2) 資金調達の状況

当社およびOverhead Door Corporationは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。その総額は当社115億円、Overhead Door Corporationは5千2百万ドルとなっており、当連結会計年度末における借入実行残高は当社は無く、Overhead Door Corporationは3千2百万ドルとなっております。

(3) 設備投資の状況

当社グループにおいて、当期中に実施いたしました設備投資の総額は、71億1千6百万円であります。その主な内容は、国内グループ会社での生産設備導入により、20億3千8百万円、海外グループ会社での設備投資22億8千万円（米国：11億8千4百万円、欧州：10億9千5百万円）、および情報技術関連の投資27億9千8百万円（国内：5億3千5百万円、米国：19億5千4百万円、欧州：3億7百万円）であります。

設備投資額の推移（単位：百万円）



(4) 財産および損益の状況の推移

当社グループの財産および損益の状況の推移は、次のとおりであります。

当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第76期 平成23年3月期	第77期 平成24年3月期	第78期 平成25年3月期	第79期 (当期) 平成26年3月期
売上高 (百万円)	237,295	248,214	265,913	311,957
営業利益 (百万円)	4,562	8,855	14,174	20,649
経常利益 (百万円)	4,033	8,190	13,988	20,316
当期純利益 (百万円)	△2,443	3,297	7,181	10,161
1株当たり当期純利益 (円)	△10.16	13.72	29.92	42.37
総資産 (百万円)	218,933	226,579	241,771	281,917
純資産 (百万円)	86,021	85,522	97,134	113,956
1株当たり純資産 (円)	357.58	355.37	404.57	474.62

- (注) 1. △印は、当期純損失および1株当たり当期純損失を示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。

(5) 対処すべき課題

【会社の基本方針】

当社グループは、「安全、安心、快適を提供することにより社会に貢献する」ことを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、当社企業価値および株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

【長期経営ビジョン（三和グローバルビジョン2020）】

「動く建材」のグローバル・メジャーとして、世界中のお客様に安全・安心・快適な商品とサービスを提供する。

当社グループは、『三和2010ビジョン』（2001年～2012年）の基本構想である「企業価値創造のグローバルグループ経営」を継承し、グローバル経営を初期段階から新たな飛躍の段階へと進化させるため、長期経営ビジョン『三和グローバルビジョン2020』を策定し、2013年度よりスタートいたしました。

目指す姿

1. 日・米・欧において、各地の市場特性に応じた発展により、トップブランドの地位を不動のものとする。
2. 各地域でお客様が満足する最大の付加価値を提供するため、サービス分野の強化を中心にビジネスモデルを拡大する。
3. アジアを中心とした新興国におけるシャッター・ドア事業を、グループの事業の一つの柱とし、トップブランドに育成する。
4. 各地に展開する強みを結集し、グローバル市場における全体最適を推進する。

【中期計画（第一次3ヵ年計画 2013年～2015年）】

『三和グローバルビジョン2020』の実現に向けて、グローバル・メジャーとしての基礎を確立する3ヵ年として以下の重点方針を掲げ『第一次3ヵ年計画』（2013年～2015年）に取り組んでおります。

《重点方針》

1. **日・米・欧のコア事業におけるリーディングポジションの強化**
 - 国内グループ会社：国内グループの総合力を発揮し、不透明なマーケット環境への対応を強化する。
 - 米国グループ会社：米国経済の回復を確実に取込み、コア事業の強化および成長分野への取組みを更に推進する。
 - 欧州グループ会社：構造改革やコスト削減により、欧州財政危機に対して現行事業の基盤強化を図り、新製品開発や新規市場の開拓により成長を目指す。
2. **サービスを中心としたビジネスモデルの確立**
 - 国内グループ会社：メーカー直営、地域密着・地域No.1の販工店としての基盤強化
 - 米国グループ会社：川下統合戦略による成長フロンティア拡大
 - 欧州グループ会社：メーカーから顧客へのソリューション提供会社への変革

3. アジア事業の事業基盤の確立

日系だけでなく、ローカル物件の対応強化など、各地域の重点課題に対策を打つことで、現地市場に合ったビジネスモデルを確立する。

4. 新興国市場への戦略的展開

日・米・欧以外の地域についても、将来的な成長のために進出を図る。

5. グローバル・シナジー効果の発揮

日・米・欧・アジアのグループネットワークを最大限活用した戦略商品の共同開発・資材調達・製品相互供給などを拡大し、グローバル企業に相応しいシナジー効果を実現する。

当社グループは、第一次3ヵ年計画に全力で取り組むことで企業価値を更に向上させ、株主を始めとしたステークホルダーの皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、当社の経営方針ならびに諸施策をご理解いただき、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

『第一次3ヵ年計画』の詳細につきましては、2013年5月14日に公表しました弊社HP“NEWS RELEASE”に掲載の『2012年度決算及び第一次3ヵ年計画説明資料』をご参照ください。

(6) 主要な事業内容

当社は当社グループの事業会社の株式を保有することにより事業活動を支配、管理する持株会社です。

当社グループの事業会社の主要な事業内容は、次のとおりであります。

部 門	主 要 製 品 等
ビル商業施設建材事業	シャッター製品、シャッター関連製品、ビル用ドア製品、間仕切製品、ステンレス製品、フロント製品、荷役設備製品
住宅建材事業	窓製品、住宅用ドア製品、エクステリア製品、住宅用ガレージドア製品
メンテナンス・リフォーム事業	メンテナンス・サービス事業、リフォーム事業
その他事業	車両用ドア製品

(7) 重要な子会社および企業結合等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業の内容
三和シャッター工業株式会社	東京都	500百万円	100%	シャッター、ドアの製造・販売
昭和フロント株式会社	東京都	200百万円	100%	ストアフロントの販売
沖縄三和シャッター株式会社	沖縄県	100百万円	100%	シャッター、ドアの製造・販売
三和タジマ株式会社	東京都	100百万円	100%	建築用ステンレス製品の製造・販売
三和エクステリア新潟工場株式会社	新潟県	10百万円	100%	エクステリア製品の製造
ベニックス株式会社	埼玉県	10百万円	100%	間仕切製品の製造
S a n w a U S A I n c .	アメリカ	510米ドル	100%	持株会社
Overhead Door Corporation	アメリカ	275百万米ドル	※100%	ガレージドア、シャッターの製造・販売
Novoferm Europe L t d .	イギリス	2千ユーロ	100%	持株会社、シャッター、ドアの販売
Novoferm Germany GmbH	ドイツ	25千ユーロ	※100%	持株会社
N o v o f e r m G m b H	ドイツ	12,782千ユーロ	※100%	シャッター、ドアの製造・販売
Novoferm France S.A.S.	フランス	11,337千ユーロ	※100%	ガレージドアの製造・販売
Novoferm Nederland B.V.	オランダ	27千ユーロ	※100%	産業用ドア、シャッターの製造・販売
Novoferm Schievano S.r.l.	イタリア	98千ユーロ	※100%	防火ドアの製造・販売

- (注) 1. ※は、子会社による出資を含むものであります。
2. 連結子会社は、上記重要な子会社14社を含む37社であります。

② 重要な業務提携の状況

会社名	提携先	提携の内容
三和シャッター工業株式会社	ホーチキ株式会社	防犯・防災システムの共同開発・営業展開
三和シャッター工業株式会社	株式会社LIXIL	スチール製商品のOEM供給

(8) 主要な事業所および工場

会 社 名	事 業 所 お よ び 工 場
三和ホールディングス株式会社	本 社：東京都
三和シャッター工業株式会社	本 社：東京都 事業部：北海道、福岡県 営業部：宮城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、 大阪府、広島県 支 店：東京都、愛知県、大阪府 工 場：北海道、栃木県、群馬県、静岡県、岐阜県、広島県、福岡県
昭和フロント株式会社	本 社：東京都 支 店：埼玉県、東京都、愛知県、大阪府、福岡県
沖縄三和シャッター株式会社	本 社：沖縄県 工 場：沖縄県
三和タジマ株式会社	本 社：東京都 支 店：東京都、愛知県、大阪府 工 場：埼玉県、愛知県
三和エクステリア新潟工場株式会社	本 社：新潟県 工 場：新潟県
ベニックス株式会社	本 社：埼玉県 工 場：埼玉県
S a n w a U S A I n c .	アメリカ
Overhead Door Corporation	アメリカ、カナダ、メキシコ
Novoferm Europe Ltd.	イギリス
Novoferm Germany GmbH	ドイツ
N o v o f e r m G m b H	ドイツ
Novoferm France S.A.S.	フランス
Novoferm Nederland B.V.	オランダ
Novoferm Schievano S.r.l.	イタリア

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
8,372 (840) 名	15(減) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しております。
 2. 従業員数欄の()は、外数で臨時従業員の年間平均雇用人員を記載しております。
 3. 臨時従業員には、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 4. 前期末比増減は、臨時従業員を除いております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	11,575 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,023
株式会社みずほ銀行	5,273
日本生命保険相互会社	2,600
三井住友信託銀行株式会社	2,200

- (注) 株式会社みずほ銀行は、平成25年7月1日付で株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行が合併し、株式会社みずほ銀行となっております。

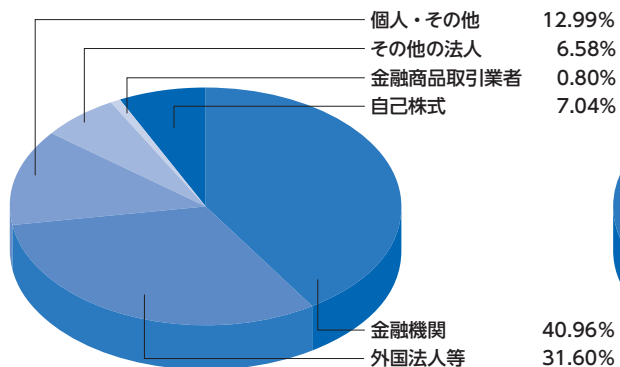
(11) その他当社グループに関する重要な事項

該当事項はありません。

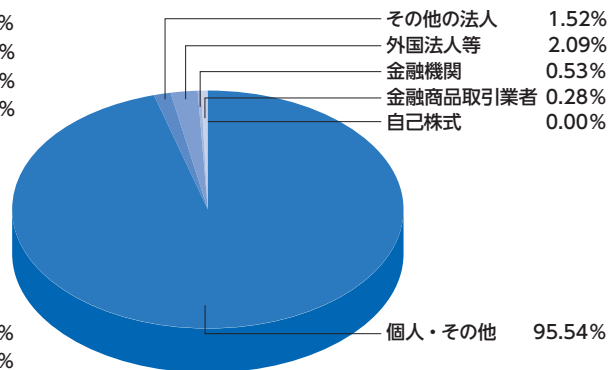
2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	550,000,000株
(2) 発行済株式の総数	257,920,497株
(3) 株主数	10,155名
(4) 所有者別株式分布状況	

① 株式数比率



② 株主数比率



(5) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	千株 16,275	% 6.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,794	6.17
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	11,299	4.71
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	8,100	3.37
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	7,924	3.30
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	7,830	3.26
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	6,420	2.67
日 新 製 鋼 株 式 会 社	4,968	2.07
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,637	1.93
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン エスエルオムニバスアカウント	4,558	1.90

- (注) 1. 当社は自己株式18,174,813株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	区分	新株予約権の目的となる株式の種類と数	払込金額	行使価額	行使期間	個数	保有者数	行使条件
2008年度新株予約権 ※平成20年6月26日 発行決議	取締役(注)	普通株式 76,000株	1株につき 301円	1株につき 1円	平成20年7月16日 ～ 平成50年7月15日	76個	3名	別記
2009年度新株予約権 ※平成21年6月30日 発行決議	取締役(注)	普通株式 82,000株	1株につき 263円	1株につき 1円	平成21年7月16日 ～ 平成51年7月15日	82個	3名	別記
2010年度新株予約権 ※平成22年6月30日 発行決議	取締役(注)	普通株式 99,000株	1株につき 250円	1株につき 1円	平成22年7月16日 ～ 平成52年7月15日	99個	3名	別記
2011年度新株予約権 ※平成23年6月29日 発行決議	取締役(注)	普通株式 102,000株	1株につき 243円	1株につき 1円	平成23年7月15日 ～ 平成53年7月14日	102個	3名	別記
2012年度新株予約権 ※平成24年6月28日 発行決議	取締役(注)	普通株式 156,000株	1株につき 252円	1株につき 1円	平成24年7月14日 ～ 平成54年7月13日	156個	6名	別記
2013年度新株予約権 ※平成25年6月26日 発行決議	取締役(注)	普通株式 86,000株	1株につき 515円	1株につき 1円	平成25年7月13日 ～ 平成55年7月12日	86個	6名	別記

(注) 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

(別記) 新株予約権の行使条件

- i 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人は、以下に従い、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、法定相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合はこの限りではない。
新株予約権者の法定相続人は、その全員が共同して、代表相続人（以下「権利承継者」という。）を選任し、当社所定の手続きを行い、新株予約権を相続したうえで新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が新株予約権を行使できる期間は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限るものとする。
- iii 新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に担保権の設定及び質入れ等一切の処分を行うことはできない。
- iv その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	たか やま とし たか 高 山 俊 隆	(重要な兼職の状況) 三和シャッター工業株式会社 代表取締役会長 Sanwa USA Inc. 取締役 Overhead Door Corporation 取締役 Novoferm Europe Ltd. 取締役
代 表 取 締 役	みなみ もと たもつ 南 本 保	社長補佐 (重要な兼職の状況) Sanwa USA Inc. 取締役 Overhead Door Corporation 取締役 Novoferm Europe Ltd. 取締役
取 締 役	たに もと わだ み 谷 本 洋 美	海外事業部門担当 (重要な兼職の状況) Sanwa USA Inc. 取締役 Overhead Door Corporation 取締役 Novoferm Europe Ltd. 取締役 Novoferm Germany GmbH 取締役
取 締 役	たか やま やす し 高 山 靖 司	経営企画部門担当 (重要な兼職の状況) 三和シャッター工業株式会社 取締役 Sanwa USA Inc. 取締役 Overhead Door Corporation 取締役 Novoferm Europe Ltd. 取締役
取 締 役	うえ えだ いち ろう 上 枝 一 郎	国内事業部門担当 (重要な兼職の状況) 三和シャッター工業株式会社 取締役
取 締 役	ふく だ まさ ひろ 福 田 真 博	海外事業部門担当補佐 兼 米州事業担当 (重要な兼職の状況) Sanwa USA Inc. 取締役 Overhead Door Corporation 取締役 Novoferm Europe Ltd. 取締役
取 締 役	はし もと しゅん さく 橋 本 俊 作	

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	なか や とし あき 中 屋 俊 明	(重要な兼職の状況) 三和シャッター工業株式会社 監査役
常 勤 監 査 役	いち おか じ ろう 市 岡 次 郎	(重要な兼職の状況) 三和シャッター工業株式会社 監査役 昭和フロント株式会社 監査役 三和タジマ株式会社 監査役
監 査 役	た なべ かつ ひこ 田 辺 克 彦	(重要な兼職の状況) 田辺総合法律事務所 代表パートナー アズビル株式会社 社外取締役 株式会社ミライト・ホールディングス 社外取締役
監 査 役	もり もと じゅん べい 森 元 淳 平	

- (注) 1. 取締役橋本俊作氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役田辺克彦氏および森元淳平氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役中屋俊明氏は、長年にわたる経営管理業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役谷本洋実氏は、平成26年4月1日付で海外事業部門担当を解かれております。
5. 取締役上枝一郎氏は、平成26年4月1日付で国内事業部門担当を解かれております。
6. 取締役福田真博氏は、平成26年4月1日付で海外事業部門担当補佐兼米州事業担当を解かれております。
7. 取締役谷本洋実氏は、当社子会社であるSanwa USA Inc.、Overhead Door Corporationの取締役に平成26年3月31日付で退任しております。
8. 取締役上枝一郎氏は、当社子会社である三和シャッター工業株式会社の取締役に平成26年3月31日付で退任しております。
9. 取締役福田真博氏は、当社子会社であるNovoferm Europe Ltd.の取締役に平成26年3月31日付で退任しております。
10. 監査役中屋俊明氏は、当社子会社である三和シャッター工業株式会社の監査役に平成26年3月31日付で退任しております。

(2) 執行役員の氏名等

平成26年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
CEO 兼 COO	高 山 俊 隆	
執行役員副社長	南 本 保	社長補佐
執行役員副社長	木 下 和 彦	国内事業部門担当
専務執行役員	高 山 靖 司	経営企画部門担当
専務執行役員	谷 本 洋 実	欧州事業部門担当
専務執行役員	上 枝 一 郎	アジア事業部門担当
常務執行役員	福 田 真 博	米州事業部門担当
常務執行役員	亀 高 賛 平	アジア事業部門担当補佐
常務執行役員	佐 塚 達 人	総務部長
常務執行役員	藤 沢 裕 厚	事業改革推進部門担当
執行役員	渡 部 綱 博	アジア事業企画部長
執行役員	保 泉 武 伸	欧州事業部門担当補佐
執行役員	橋 本 隆 文	アジア事業部門担当補佐
執行役員	安 井 英 峰	VINA-SANWA COMPANY LIABILITY LTD. President

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の額の決定に関する方針

1. 役員報酬等の額の決定に関する方針の決定方法
取締役報酬等の決定方針については取締役会の決議により、監査役報酬等の決定方針については監査役の協議により決定する。
2. 役員報酬等の額の決定に関する方針の内容
 - I. 役員報酬等の基本的考え方
当社の役員報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社役員に求められる役割と責任に見合った報酬水準および報酬体系となるよう設計する。
 - II. 役員報酬等の内容
 - a. 取締役報酬
基本報酬、賞与、株式報酬型ストックオプションで構成する。ただし、社外取締役、非常勤取締役については、基本報酬のみで構成する。また、基本報酬、賞与の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、株式報酬型ストックオプションの総額は株主総会が決定した株式報酬型ストックオプション総額の限度内とする。
 - b. 監査役報酬
基本報酬のみで構成する。また、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とする。
 - c. 基本報酬
基本報酬の水準は外部専門機関の調査による他社水準を参考として設定し、各取締役の報酬については、連結業績、役位を勘案して取締役会にて決定し、各監査役の報酬については、監査役の協議により決定する。
 - d. 賞与
賞与支給総額は、当社の連結業績に応じて、各取締役の賞与は役位、担当部門の業績を勘案して取締役会にて決定する。
 - e. 株式報酬型ストックオプション
株式報酬型ストックオプションは、取締役が、株価上昇によるメリットだけでなく、株価下落によるリスクも株主と共有することにより、当社の企業価値増大に向けた意欲を一層高めることを目的として付与するもので、各取締役の割当数は、役位を勘案して、取締役会にて決定する。

② 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	基本報酬	賞 与	株式報酬型 ストックオプション	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	274百万円 (10百万円)	122百万円 (一)	43百万円 (一)	440百万円 (10百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	86百万円 (25百万円)	— (一)	— (一)	86百万円 (25百万円)
合 計	11名	361百万円	122百万円	43百万円	527百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 株式報酬型ストックオプションは、株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額であります。
 3. 賞与は、当事業年度の役員賞与引当金としての費用計上額のほか、前事業年度の役員賞与引当金としての費用計上額と前事業年度分の役員賞与として当事業年度中に支払った額との差額12百万円を含んでおります。
 4. 取締役の報酬限度額は年額456百万円以内（平成20年6月24日開催の第73期定時株主総会決議）であります。
 5. 上記4. とは別枠として、取締役（社外取締役を除く）の株式報酬型ストックオプションの報酬限度額は、年額60百万円以内（平成20年6月24日開催の第73期定時株主総会決議）であります。
 6. 監査役の報酬限度額は年額108百万円以内（平成20年6月24日開催の第73期定時株主総会決議）であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 橋本俊作氏

当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会13回のうち12回（92％）に出席し、主に経験豊富な経営者としての観点から発言を行っております。

② 監査役 田辺克彦氏

1. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会13回のうち12回（92％）、監査役会12回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

2. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

田辺総合法律事務所の田辺信彦弁護士（田辺克彦氏の兄弟に当たります。）と当社とは、法律顧問契約を締結しております。

アズビル株式会社、株式会社ミライト・ホールディングスと当社との間には特別の関係はありません。

③ **監査役 森元淳平氏**

当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会13回全てに、監査役会12回全てに出席し、主に経験豊富な経営者としての観点から発言を行っております。

④ **責任限定契約の内容の概要**

当社は、社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項および当社定款第27条、第35条の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、法令に定める額を限度とする契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

協立監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
① 当社が支払うべき報酬等の額	11百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはそれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、Sanwa USA Inc.、Novoferm Europe Ltd.、Novoferm GmbH等8社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会規則（監査役会全員の合意）に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、平成26年4月25日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を一部改定いたしました。

改定後の内容は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当社グループの全員が共有すべき精神・価値観を表す「使命」、「経営理念」、「行動指針」を具体化した「コンプライアンス行動規範」を遵守し、当社グループ会社の執行役員および従業員に対し模範となるべく行動する。代表取締役は、コンプライアンス体制の総括責任者としてCSR（Corporate Social Responsibility）部門を担当する取締役を任命し、当該担当取締役はグループ会社におけるコンプライアンス体制の推進および問題点の改善に努める。

また、代表取締役は「コンプライアンス行動規範」に反社会的な圧力には毅然とした態度で臨むことを定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、不正不当な要求に応じず断固たる対応を貫き、一切の関係を遮断する。事案については、総務部を対応部署として定めるとともに、これらの勢力・団体からの介入を防止するため警察当局、特殊暴力防止対策協議会、弁護士等との緊密な連携を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存および管理について、文書取扱規定および重要文書・重要契約書管理規定に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存する。取締役および監査役は、文書取扱規定および重要文書・重要契約書管理規定により、これらの文書を常時閲覧できるものとする。文書取扱規定および重要文書・重要契約書管理規定の改訂は、取締役会の承認を得るものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、「リスクマネジメント規定」に定められたリスクマネジメントに関する必要事項に基づいてリスクの把握、共有化を図り、リスクの軽減を行うと共に緊急事態が発生した場合の損失を最小に止め、社会の信頼を損なわないようにする。また、「リスクマネジメント要領」および緊急事態発生時の報告から復旧対策までの手順を規定した「危機管理要領」によって構成される全社的なリスクマネジメント体制を構築する。組織体制としては、代表取締役直轄の下でCSR部門を担当する取締役が議長を務めるグループCSR推進会議を設置し、グループ各社においては代表取締役が指名する各社の社長を委員長とするCSR推進委員会を設置し、所管業務に付随するリスク管理を行うこととする。

監査部は、各部門およびグループ会社のリスク管理状況およびリスクマネジメントの運用を監査し、その結果を代表取締役に報告し、CSR部門を担当する取締役の指示のもと、CSR推進部が取締役会の承認を得て改善を行うこととする。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会規則、職務権限規定、稟議規定に基づく意思決定および業務分掌規定に基づいて、取締役への権限委譲および業務の分掌を行うことにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとることとする。また、取締役会の諮問機関であるグループ経営戦略委員会、連結経営計画必達のためのPDCA (Plan /Do /Check /Action) を検証する国内事業PDCA会議等を設置し、PDCA実施状況の報告・確認・指導を行い各取締役の職務執行の効率性を高めることとする。その結果は取締役会に報告し、あるいは重要事項については審議のうえ決議を行うこととする。

⑤ **使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

当社グループの「使命」、「経営理念」、「行動指針」の精神、価値観を具体化した「コンプライアンス行動規範」に基づいて、グループ会社の役員および従業員に対しては「コンプライアンス行動規範&ケースブック」を配布し、法令、社会的倫理等を含めた広義のコンプライアンスを徹底する。コンプライアンス推進体制としては、代表取締役直轄の下でCSR部門を担当する取締役が議長を務めるグループCSR推進会議において施策立案・展開を行い、グループ会社には、CSR推進委員会を設置し、具体的な企業活動におけるコンプライアンスを実行することとする。

監査部は、内部監査として各部門およびグループ会社に対して職務の執行の状況および法令遵守に関する監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

⑥ **当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- I 当社はグループ各社に対し、グループの「使命」「経営理念」「行動指針」の内容の徹底を図り、グループに於けるコンプライアンス意識の向上を推進する。
- II グループ会社を担当する取締役は、グループ各社の取締役の業務の決定および業務執行を監督し、あるいはグループ各社の監査役と連携し各社の問題の有無を把握し、改善を指導する。
- III グループ会社を担当する部門が、グループ会社管理規定に基づいて、グループ会社に対し一定の事項についてグループ会社の取締役会付議前に当社の承認を得ることを義務付ける。それにより、グループ会社を担当する部門の審査を経ると共にある一定の基準の事項については、当社取締役会の決議事項として審議し、あるいは報告事項として報告を義務付けることとする。
- IV グループ会社を担当する部門は、グループ会社の株主総会議事録、取締役会議事録等により、グループ会社の業務の決定および業務執行の状況をチェックする。
- V リスク管理およびコンプライアンスについては、当社の代表取締役直轄の下に設置されたグループCSR推進会議の下部組織として、グループ会社内にCSR推進委員会を設置し、リスク管理あるいは企業活動におけるコンプライアンスを実行する。
- VI 監査役は、グループ会社の監査を実効的かつ適正に行えるよう、的確な体制整備について代表取締役に要請する。

- Ⅶ 監査部は、グループ会社に対して職務の執行の状況および法令遵守に関して監査を実施し、その結果をグループ会社および当社の代表取締役へ報告する。
- ⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および使用人の取締役からの独立性に関する事項**
監査役職務を補助する使用人（以下「補助者」）を配置し、この補助者には、企業会計等の知見を有する者をあて、補助者に対する業務の指揮・命令は、監査役の指揮・命令を優先する。
補助者の人事評価・人事異動等は、監査役会の同意を得た上で決定することとする。
- ⑧ **取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
監査役と協議のうえ、監査役に報告すべき事項を定め、代表取締役は次に定める事項を都度、監査役に報告することとする。
Ⅰ グループ経営戦略委員会、国内事業PDCA会議等の重要会議議事録
Ⅱ 重要な委員会議事録
Ⅲ その他、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項
上記のほか、監査役は、必要に応じて、取締役および執行役員に対しての報告を求めることができる。
- ⑨ **監査役による監査が実効的に行われることを確保する体制**
Ⅰ 監査役会は、代表取締役および会計監査人とそれぞれ定期的に年2回以上、または必要に応じて意見交換会を開催することとする。
Ⅱ 監査役が当社並びに当社グループ各社の事業および財産の状況を調査する場合、取締役、執行役員および使用人は、迅速かつ的確に対応するものとする。
Ⅲ 監査役は、監査部に対し監査役の要望した事項の内部監査を依頼することができるものとし、監査部はその結果を監査役会に報告するものとする。
Ⅳ 監査役会は、監査の実施にあたり、独自の意見形成をするために、自らの判断で、必要に応じて外部の弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家を活用することができるものとする。
- ⑩ **財務報告の信頼性確保のための体制**
当社および当社グループ各社は金融商品取引法および関係法令に基づき、有効な内部統制システムを構築し、これを運用するとともに継続的に評価と改善を行うことで財務報告の適正性および信頼性を確保する。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成23年5月18日開催の当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に基づき、従来の当社株式の大量取得行為に関する対応策に所要の修正を加えた対応策（以下「本プラン」といいます。）への更新を決議いたしました。本プランは、平成23年6月24日開催の当社第76期定時株主総会において、承認可決されております。

なお、当社は平成26年5月16日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策について、平成26年6月26日開催予定の第79期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、その内容を一部改定のうえ、更新を決議し、第6号議案として当該更新に係る議案を本総会に上程いたします。更新後の当社株式の大量取得行為に関する対応策の内容につきましては、第79期定時株主総会招集ご通知15頁以下をご参照ください。

1. 基本方針の内容の概要

当社グループは、「安全、安心、快適を提供することにより社会に貢献する」ことを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

その上で、当社グループは以下を経営理念として定め、これらを実践することが、当社グループの企業価値の源泉であると考えています。

- ① お客様すべてが満足する商品、サービスを提供する
- ② 世界の各地域で評価されるグローバルな企業グループとなる
- ③ 個人の創造力を結集してチームワークにより企業価値を高める

かかる経営理念のもと、現在、当社グループは、日本における強固な事業基盤を基礎としつつ、米国、欧州、中国（アジア）等の世界主要地域に事業展開しています。かかる各地域でその地域特性を生かした販売・調達・生産・技術開発及び新ビジネスの開拓を各々の地域のグループ会社が分担するとともに、当社グループとしてグローバル・シナジーを最大限に発揮することが、お客様が満足する競争力の高い製品・サービスを提供するために必要と考えております。また、当社グループは、「スチール建材のグローバル・トップ・ブランド」を目指した取り組みを行っておりますが、ブランドの育成・確立は一朝一夕にできるものではなく、役職員が一丸となって、お客様に対し、安全・安心・快適を中長期的に安定的に提供するとともに、社会の期待と信頼に応えるべく情報公開の拡充や法令遵守・環境保全・社会貢献等による企業の社会的責任の達成等を図ることで、はじめて皆様からの信頼を得られるものと考えております。

これらの取組みによって、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を持続的かつ長期的に向上させるためには、株主の皆様はもとより、お客様、取引先、従業員、地域関係者等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことが極めて重要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があります。

従って、当社の株券等の大量取得の提案を受けた場合、その大量取得が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買収者の大量取得の目的、買収者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、当社グループのブランド・人的資源を含む有形無形の経営資源、ステークホルダーに与える影響とそれが企業価値に及ぼす影響、世界中の各地域の有機的結合により実現されるシナジー効果等、当社グループの企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があります。

当社は当社株主の在り方について、株主は市場における自由な取引により当社株式を取得した株主に必然的に決まるものと認識しており、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には、当社株主の総体的意思に委ねられるべきものと考えています。しかし、上記の様々な要素に鑑みて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株券等の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の上記基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(1) 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の実現に向けた取組みについて

当社では、上記基本方針の実現に資する取組みとして、平成12年12月に策定した長期経営ビジョン「三和2010ビジョン」を実行することにより、当社グループの経営資源を有効に活用し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上を実現していく考えであります。

◎ 長期経営ビジョン「三和2010ビジョン」

1. 「基本方針」

当社グループは、以下の基本方針に基づき企業価値の向上を目指しております。

- 企業価値創造のための事業の選択と集中により、日本、米国、欧州、中国（アジア）の4極で「動く建材」分野において確固たる地位を築くとともに、環境、防犯、防災、介護などの新規建材分野への進出を果たします。
- 夢を共有し実現させるために、経営体質をより企業価値創造に直結したものにし、P (Plan)、D (Do)、C (Check)、A (Action)を戦略的にまわし、真面目かつ健全で透明性のより高いグループを目指します。

2. 「事業戦略目標」

当社グループは、上記基本方針のもと、日本・米国・欧州・中国（アジア）でそれぞれの事業をバランスよく均衡させ、当社グループとしてのグローバル・シナジーを最大限発揮し、常にお客様のニーズにあった競争力の高い製品・サービスの提供に取り組んでいます。

○日本では、シャッター依存型から脱却し、ドア、ステンレス、自動ドアにおけるリーディングカンパニーであり、ストック需要の分野においても、メンテナンス・サービス、リフォーム事業において確固たる地位を築いております。

○米国では、ガレージドア、シャッター、オペレータ、自動ドアにおけるリーディングカンパニーとして、流通分野の付加価値の取り込みに努めております。

○欧州では、ガレージドア、シャッター、オペレータ、自動ドアにおける主要企業を傘下に収め、統合のメリットを生かした経営を行っております。

○アジアでは、NIES、ASEAN、中国への直接投資により、ドア、シャッターでの地位を確立すべく、更なる向上を目指しております。

(2) 企業価値及び株主共同の利益の向上の基盤となる仕組み

当社は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上の基盤として、従来よりコーポレート・ガバナンス及び企業の社会的責任への取り組みの強化を図っております。

1. コーポレート・ガバナンスの強化

当社では、執行役員制度を導入し、取締役会における経営意思決定と執行役員の業務執行を分離することにより、経営の効率化と取締役が執行役員の業務執行を監督する機能について強化を図ってまいりました。また、経営の客観性、公正性を高めるため、社外取締役1名、社外監査役2名をそれぞれ選任しており、いずれの社外取締役、社外監査役も独立役員として指定しております。

当社は、今後も、コーポレート・ガバナンスの強化に注力し、効率性かつ透明性の高い企業経営を実現することで企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

2. 企業の社会的責任

当社グループが、持続的な発展を続けるためには、世界各国、地域社会に対し積極的に貢献し、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を果たすことにより、社会からの信頼を高めていくことが必要不可欠であります。当社グループは、引き続き法令遵守、環境保全、社会貢献等のための活動を推進していきます。

3. 本プラン（上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）の内容の概要

本プランは、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的とするものです。

本プランは、当社株券等に対する買付等（①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、又は②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け等）を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）が従うべき手続等について定めております。

具体的には、買付者等には、買付等に先立ち、意向表明書及び買付情報等を記載した買付説明書等を当社に提出していただきます。これを受け、独立委員会において、独立した専門家の助言を得ながら、買付者等から提出された情報や当社取締役会から提出された代替案（もしあれば）等の検討、買付者等と当社取締役会から提出された事業計画等に関する情報収集・検討、買付者等との協議・交渉等を行うとともに、当社においては、適時に情報開示を行います。

独立委員会は、本プランに定める手続を遵守しない買付等や当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等であって、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合等には、取締役会に対し、新株予約権の無償割当てを実施すべき旨を勧告します。この新株予約権には、買付者等による権利行使は原則として認められない旨の行使条件及び原則として当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項等が付されております。

当社取締役会は、独立委員会の勧告等を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関として決議を行うものとし、また、株主意思確認総会が開催された場合には、これに従うものとします。買付者等は、本プランに従い当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を行ってはならないものとします。

本プランの有効期間は、平成26年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとなります。但し、有効期間満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項についての取締役会への委任を撤回する旨の決議がなされた場合、又は(ii)取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合は、その時点をもって本プランは廃止されるものとします。

4. 基本方針の実現に資する特別な取組み及び本プランに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記2. に記載の長期経営ビジョン「三和2010ビジョン」を実行していくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであることから、基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

また、当社取締役会は、本プランについても、第76期定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、その有効期間が3年間であり、さらに、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会又は取締役会の決議によりいつでも廃止できるとされていること、当社経営陣から独立した者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランにおける対抗措置の発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として合理的な客観的要件が設定されていること、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していることなどから、基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

(注) 本事業報告中の記載金額、数値、持株数および比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 部		負 債 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	177,521	流動負債	108,785
現金及び預金	28,246	支払手形及び買掛金	43,608
受取手形及び売掛金	72,946	1年内償還予定の社債	15,000
有価証券	26,680	短期借入金	9,563
商品及び製品	9,800	1年内返済予定の長期借入金	5,530
仕掛品	16,513	未払金	9,432
原材料	15,400	未払消費税等	1,738
繰延税金資産	4,632	未払法人税等	4,939
その他	4,883	賞与引当金	4,837
貸倒引当金	△1,581	役員賞与引当金	180
固定資産	104,396	繰延税金負債	16
(有形固定資産)	(54,772)	その他	13,938
建物	16,785	固定負債	59,176
構築物	949	社債	19,400
機械装置	9,901	長期借入金	19,660
車両運搬具	323	退職給付に係る負債	12,408
工具・器具・備品	2,799	役員退職慰労引当金	178
土地	22,798	繰延税金負債	5,153
建設仮勘定	1,213	その他	2,375
(無形固定資産)	(17,820)	負債合計	167,961
のれん	2,259	純資産	の部
商標	4,893	株主資本	106,164
ソフトウェア	6,724	資本金	38,413
ソフトウェア仮勘定	1,298	資本剰余金	39,902
その他	2,644	利益剰余金	37,707
(投資その他の資産)	(31,802)	自己株式	△9,859
投資有価証券	11,797	その他の包括利益累計額	7,625
関係会社株式・出資金	9,142	その他有価証券評価差額金	544
長期貸付金	1,961	為替換算調整勘定	9,252
退職給付に係る資産	1,431	退職給付に係る調整累計額	△2,171
繰延税金資産	4,942	新株予約権	166
その他	3,028		
貸倒引当金	△501	純資産合計	113,956
資産合計	281,917	負債純資産合計	281,917

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			311,957
売 上 原 価			225,954
売 上 総 利 益			86,003
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			65,353
営 業 業 利 益			20,649
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	132		
受 取 配 当 金	443		
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	206		
そ の 他	563		1,344
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	917		
そ の 他	760		1,677
経 常 利 益			20,316
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	250		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,043		
そ の 他	12		1,306
特 別 損 失			
固 定 資 産 処 分 損	1,661		
固 定 資 産 売 却 損	31		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	440		
子 会 社 事 業 再 構 築 費 用	510		
関 係 会 社 整 理 損	1,796		
そ の 他	194		4,634
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			16,988
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,060		
法 人 税 等 調 整 額	766		6,827
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益			10,161
当 期 純 利 益			10,161

連結株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	38,413	39,902	30,975	△9,833	99,457
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,637		△2,637
当 期 純 利 益			10,161		10,161
持分法適用子会社の増加に伴う剰余金の減少			△791		△791
自 己 株 式 の 取 得				△25	△25
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	6,732	△25	6,706
当 期 末 残 高	38,413	39,902	37,707	△9,859	106,164

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△1,601	△844	—	△2,446	123	97,134
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△2,637
当 期 純 利 益						10,161
持分法適用子会社の増加に伴う剰余金の減少						△791
自 己 株 式 の 取 得						△25
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	2,146	10,096	△2,171	10,071	43	10,114
当 期 変 動 額 合 計	2,146	10,096	△2,171	10,071	43	16,821
当 期 末 残 高	544	9,252	△2,171	7,625	166	113,956

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

計算書類

貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 部		負 債 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	48,738	流 動 負 債	43,510
現金及び預金	20,216	1年内償還予定の社債	15,000
有価証券	26,680	短期借入金	4,590
短期貸付	1,079	1年内返済予定の長期借入金	340
繰延税金資産	22	未払払	265
その他	738	未払消費税等	23
固 定 資 産	172,497	未払法人税等	113
(有形固定資産)	(23,649)	関係会社預り金	23,033
建物	6,088	役員賞与引当金	110
構築物	386	その他	34
車両運搬具	4	固 定 負 債	39,997
工具・器具・備品	100	社債	19,400
土地	17,057	長期借入金	19,660
建設仮勘定	13	その他	937
(無形固定資産)	(3)	負 債 合 計	83,507
ソフトウェア	2	純 資 産 部	
その他	0	株 主 資 本	136,972
(投資その他の資産)	(148,844)	資本金	38,413
投資有価証券	11,632	資本剰余金	39,902
関係会社株式・出資金	130,443	資本準備金	39,902
長期貸付	2,425	利益剰余金	68,515
繰延税金資産	5,243	利益準備金	3,919
その他	681	その他利益剰余金	64,596
貸倒引当金	△1,581	配当平均積立金	140
		技術開発積立金	70
		別途積立金	59,920
		繰越利益剰余金	4,466
		自己株	△9,859
		評価・換算差額等	589
		その他有価証券評価差額金	589
		新株予約権	166
資 産 合 計	221,236	純 資 産 合 計	137,729
		負 債 純 資 産 合 計	221,236

損益計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			9,158
営 業 費 用			2,836
営 業 利 益			6,321
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	494		
そ の 他	54		548
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	435		
社 債 利 息	334		
そ の 他	41		810
経 常 利 益			6,060
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,043		1,043
特 別 損 失			
固 定 資 産 処 分 損	1		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	91		
関 係 会 社 株 式 ・ 出 資 金 評 価 損	1,198		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,188		2,480
税 引 前 当 期 純 利 益			4,622
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	340		
法 人 税 等 調 整 額	173		513
当 期 純 利 益			4,109

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				配当平均積立金	技術開発積立金
当 期 首 残 高	38,413	39,902	3,919	140	70
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-
当 期 末 残 高	38,413	39,902	3,919	140	70

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	59,920	2,994	67,044	△9,833	135,526
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△2,637	△2,637		△2,637
当 期 純 利 益		4,109	4,109		4,109
自 己 株 式 の 取 得				△25	△25
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			-		-
当 期 変 動 額 合 計	-	1,471	1,471	△25	1,445
当 期 末 残 高	59,920	4,466	68,515	△9,859	136,972

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その 他有 価差 額	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	△1,561	△1,561	123	134,088
当期変動額				
剰余金の配当				△2,637
当期純利益				4,109
自己株式の取得				△25
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,151	2,151	43	2,194
当期変動額合計	2,151	2,151	43	3,640
当期末残高	589	589	166	137,729

(注) 連結計算書類、計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月14日

三和ホールディングス株式会社
取締役会 御中

協 立 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 朝 田 潔 ㊞
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 田 中 伴 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三和ホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三和ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月14日

三和ホールディングス株式会社
取締役会 御中

協 立 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 朝 田 潔 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 田 中 伴 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三和ホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月16日

三和ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 中 屋 俊 明 ㊟

常勤監査役 市 岡 次 郎 ㊟

社外監査役 田 辺 克 彦 ㊟

社外監査役 森 元 淳 平 ㊟

以 上

スーパースシリーズ 木楽

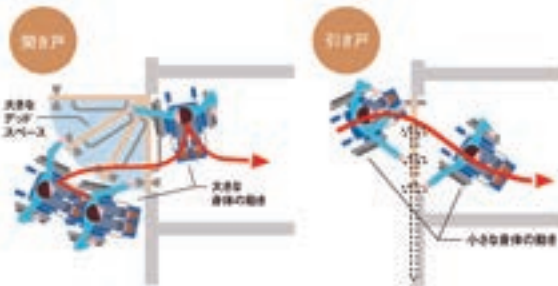


三和シャッター工業株式会社では、医療・福祉施設用のロングセラー商品である引き戸「スムード」に、温かみのある木目の風合いを活かして“住まいの顔”としての表情を醸し出す木質系軽量引き戸「スムード 木楽（さらく）」を発売いたしました。

木質系軽量引き戸「スムード 木楽」は、病院や老人ホームなどの医療・福祉施設向けに開発された引き戸です。引き戸ならではのフラットな床によるバリアフリー設計と軽い操作性に加え、10色の豊富な木質系の扉カラーバリエーションとデザインバリエーションにより、単なる“施設用ドア”としてではなく、お客様一人ひとりの“住まいの顔”としてお使いいただけます。

◆バリアフリー設計

吊り戸形式で床にレールがないため、つまづく心配がありません。また、開き戸に比べて身体の移動が少なく、高齢者や車椅子の方々の負担を軽減することができます。デッドスペースもできません。



壁面緑化システム

アクアヴェール

AQUA VERT



昭和フロント株式会社と株式会社サカタのタネは、壁面緑化システム『アクアヴェール』を共同開発し、販売を開始いたしました。

低炭素社会に向けて増え続ける壁面緑化需要に対し、2008年にサカタのタネが幹事となり、店舗用アルミ建材の販売・施工を手がける昭和フロントをはじめ、異業種企業が参加する首都圏環境緑化研究会を発足。「建築物と植物が一体となった緑の被膜工法の開発」をテーマに開発したのが『アクアヴェール』です。商品化にあたっては、昭和フロントが基盤ユニットのケージおよびレールの設計・製造を、サカタのタネが総合プロデュースおよび緑化設計製造を担当しました。

『アクアヴェール』は、夏期の外壁表面温度の上昇を抑えて熱負荷の削減に貢献できるほか、アルミニウムをはじめシステム全体がリサイクル可能な材料のため環境に配慮した商品となっています。植栽する植物については、年間を通じて緑化を維持できるツルマサキ、ヘデラ、カレックスなど耐久テストにより選定した10品種をベースに最適な植物を提案いたします。

なお、商品名『アクアヴェール』は、フランス語のAQUA VERT=「水と緑」から命名したものです。

低炭素社会のサステナブルな環境循環装置として次世代の都市環境を牽引し、都市で生きる人々に潤いと安らぎを提供します。



アルミニウム製ユニットのケージ部



無機質軽量人工土壌「アクアソイル」

- 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日
定時株主総会 毎年6月
株主確定日 定時株主総会議決権行使株主 3月31日
 期末配当金受領株主 3月31日
 中間配当金受領株主 9月30日
 その他必要あるときは、あらかじめ公告して定めた日
- 単元株式数 1,000株
株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座 口座管理機関
同連絡先 〒137-8081
 東京都江東区東砂七丁目10番11号
 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
 TEL 0120-232-711 (フリーダイヤル)
- 上場証券取引所 株式会社東京証券取引所
 (証券コード5929)
- 公告方法 電子公告
 公告掲載URL <http://www.sanwa-hldgs.co.jp/>
 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子
 公告による公告が行えない場合は、日本経済新聞に
 掲載いたします。

【ご注意】

- (1) 株主様のご住所・お名前の変更、単元未満株式の買取・買増請求、配当金の振込みのご指定、その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。郵送物等の発送と返戻、支払期間経過後の配当金に関するご照会および株式事務に関する一般的なお問合せは、株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）で承ります。
- (2) 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。
なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にでもお取次ぎいたします。
- (3) 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

当社ホームページ



<http://www.sanwa-hldgs.co.jp/>

三和ホールディングス株式会社

〒163-0478
東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
(新宿三井ビル52階)
TEL (03) 3346-3019 (代表)



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。